別表六(一)の記載要領第１号(1)中「、第42条の５第２項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を「、第42条の12の３第２項若しくは第３項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」に改め、「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に、「第42条の12の５の２第２項」を「第42条の12の６第２項」に、「又は」を「、第42条の12の７第４項から第６項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は」に改め、同号(2)中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に、「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に、「復興産業集積区域に」を「特定復興産業集積区域に」に改め、同号(5)を削り、同号(4)中「。(4)において「平成31年改正法」という。）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の３第３項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正法第15条」を「）第15条」に改め、同号(4)を同号(5)とし、同号(3)中「、第42条の12の２第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の５第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）」を削り、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)の次に次のように加える。

(3)　所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。(3)において「令和３年改正法」という。）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第１項、第４項若しくは第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）、第42条の５第２項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の６第２項若しくは第３項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の９第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の３第２項若しくは第３項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の４第２項若しくは第３項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は令和３年改正法第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の２第２項若しくは第３項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の２の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の２の３第２項若しくは第３項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六(一)の記載要領第１号(7)を削り、同第三号中「「㉕」から「㉗」まで」を「「㉙」から「㉛」まで」に改め、「、別表六(十二)の記載要領第２号」を削る。

別表六(一)付表の表を次のように改める。